

議案第12号

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐倉市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。